大磯町私立高等学校等就学支援補助金制度について

町では、経済的理由により私立高等学校等（※）への就学が困難な方又は就学の継続が困難な方に対し、就学支援補助金を支給します。貸付制度ではないので、返還の必要はありません。

※「私立高等学校等」とは、私立学校法に規定する私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程、私立特別支援学校の高等部、私立高等専門学校、私立専修学校高等課程が対象です。

○支給の対象となる方

次の（１）～（３）の要件をすべて満たしている方とします。

（１） 神奈川県内の私立高等学校、私立中等教育学校後期課程、私立専修学校高等課程に在学していること。

（２） 生徒と保護者が共に町内に居住し、町の住民基本台帳に記録されていること。

（３） 令和４年中の世帯の所得金額が町で定める基準額（生活保護基準の1.3倍）以下であること。

対象となる世帯の年間所得額の目安 ※ 世帯構成、年齢等により額が異なります。	２人世帯（大人１人、子供１人）	1,857,245円
	３人世帯（大人１人、子供２人）	2,320,656円
	４人世帯（大人２人、子供２人）	2,732,132円

○支給される金額

支給対象期間　　４月～翌年３月まで

支給回数　　年２回

私立高等学校等授業料への補助　　年額　上限　６０，０００円

※ 年間の授業料のうち、国と神奈川県の支援制度の補助額を控除した額について６万円を限度に支給します。

○支給特例措置

次のいずれかの理由により、世帯の現年中の収入見込額が前年収入額と比べ著しく減少し、現年の収入見込額が学資の支弁が困難と認められる方も対象となります。

（１） 保護者の死亡、離婚。

（２） 保護者が被災、長期療養、倒産又は雇用者の都合による退職など。

○提出書類

（１）大磯町私立高等学校等就学支援補助金交付申請書

（２）世帯全員の収入（所得）金額を証明するもの

※ 令和５年1月1日時点で大磯町に住民登録があり、課税状況の閲覧に同意いただける場合は不要です。

（３）在学証明書等の生徒の在学を証明する書類

○提出期限

令和5年７月７日（金）

○問合せ先
大磯町教育委員会　教育部　学校教育課
電話　０４６３－６１－４１００　ＦＡＸ　０４６３－６１－１９９１